秋田県警察の組織に関する規則

昭和45年８月１日
秋田県公安委員会規則第３号

秋田県警察の組織に関する規則を次のように定める。

秋田県警察の組織に関する規則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第58条及び秋田県警察組織条例（昭和29年秋田県条例第32号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、秋田県警察（以下「県警察」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　警察本部　条例第２条の規定により設けられた警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部（以下「各部」という。）並びに法第54条第１項の規定に基づき附置される警察学校を総称していう。

(2)　警察署　条例第８条の規定により設けられた警察署をいう。

(3)　部　各部をいう。

(4)　課等　第３条第１項の規定により置く各課、所、センター及び隊をいう。

(5)　学校　警察学校をいう。

(6)　本部長　警察本部長をいう。

(7)　部長　第16条第１項の規定により置く各部長をいう。

(8)　学校長　第16条第１項の規定により置く警察学校長をいう。

(9)　課長等　課長、所長、センター長及び隊長をいう。

(10)　署長　警察署長をいう。

第２章　内部組織

（警察本部の部、課等）

第３条　警察本部の次表左欄に掲げる部に当該右欄に掲げる課等を置く。

部	課　等
警務部	総務課 広報広聴課 警務課 留置管理課 監察課 教養課 会計課 厚生課 情報管理課
	生活安全企画課

生活安全部	地域課 通信指令課 人身安全対策課 生活環境課 サイバー犯罪対策課
刑事部	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 科学捜査研究所 機動捜査隊
交通部	交通企画課 交通規制課 交通指導課 運転免許センター 交通機動隊 高速道路交通警察隊
警備部	警備第一課 警備第二課 機動隊

２　警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織（以下「室等」という。）を置く。

課等	組織
総務課	公安委員会補佐室
広報広聴課	県民安全相談センター
	情報公開センター
警務課	犯罪被害者支援室
教養課	捜査実践教養室
	取調べ監督室
会計課	監査室
	施設管理室
情報管理課	照会センター
生活安全企画課	許可等事務担当室
	鉄道警察隊

地　　域　　課	航空隊
	機動警察隊
人身安全対策課	少年保護対策室 少年サポートセンター
生活環境課	サイバー犯罪対策室
刑事企画課	犯罪捜査支援室
捜査第二課	財務捜査室
交通規制課	交通管制センター
交通指導課	交通反則通告センター
警備第一課	外事・国際テロリズム対策室

３　前項に規定する室等について必要な事項は、本部長が定めるものとする。

（警務部各課の所掌事務）

第４条　警務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総　務　課

(1)　本部長の秘書に関すること。

(2)　機密に関すること。

(3)　公安委員会及び公安委員会委員長並びに本部長の公印の管守に関すること。

(4)　公安委員会による監察指示に関すること。

(5)　公安委員会の庶務に関すること。

(6)　県議会との連絡に関すること。

(7)　部長等会議及び署長会議に関すること。

(8)　警察署協議会に関すること。

広報広聴課

(1)　警察の広報及び広聴に関すること。

(2)　警察安全相談及び苦情等に関すること。

(3)　警察音楽隊の運営に関すること。

(4)　情報の公開に関すること。

(5)　個人情報の保護に関すること。

警　務　課

(1)　警察組織に関すること。

(2)　警察職員の人事及び定員に関すること。

(3)　警察職員の募集及び試験に関すること。

(4)　警察運営一般に関する企画及び調整に関すること。

(5)　警察職員の勤務制度に関すること。

(6)　秋田県警察の所管に係る公益法人等の監督に関する総合調整に関すること。

(7)　重要成案文書の審査に関すること。
(8)　秋田県公報への登載に関すること。
(9)　警察行政に係る犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
(10)　警察職員の給与に関すること。
(11)　警察職員の退職手当及び公務災害補償に関すること。
(12)　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
(13)　犯罪被害者等給付金に関すること。
(14)　オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金に関すること。
(15)　国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
(16)　警察通信の使用管理（警察無線通信を除く。）に関すること。
(17)　警察装備の調査研究及び整備に関すること。
(18)　警察官等の服制に関すること。
(19)　国際協力に関すること。
(20)　部内の他の課の所掌に属しないこと。

留置管理課

(1)　留置施設及び被留置者の管理に関すること。
(2)　留置管理に関する調査及び指導教養に関すること。
(3)　集中護送に関すること。

監　察　課

(1)　監察に関すること。
(2)　表彰に関すること。
(3)　懲戒に関すること。
(4)　職務に関する争訟及び賠償に関すること。

教　養　課

(1)　警察職員の教養一般に関すること。
(2)　警察教養施設の整備及び運用に関すること。
(3)　入校学生に関すること。
(4)　警察資料の収集、保存に関すること。
(5)　被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

会　計　課

(1)　予算、決算及び会計に関すること。
(2)　国有財産、県有財産及び物品の管理に関すること。
(3)　会計の監査に関すること。
(4)　庁舎の営繕に関すること。
(5)　遺失物に関すること。

厚　生　課

(1)　警察職員の福利、厚生に関すること。
(2)　警察職員の健康管理及び生活相談に関すること。
(3)　警察共済組合に関すること。
(4)　警察職員生活協同組合に関すること。

(5)　一般財団法人秋田県警察職員互助会、公益財団法人警察協会及び公益財団法人警察育英会に関すること。

情報管理課

(1)　文書の授受及び発送に関すること。

(2)　情報セキュリティに関すること。

(3)　情報システムの開発、運用及び維持管理に関すること。

(4)　警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

(5)　照会センターの運営に関すること。

（生活安全部各課の所掌事務）

第４条の２　生活安全部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活安全企画課

(1)　生活安全警察の運営に関する企画及び調査に関すること。

(2)　犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全及び平穏に関すること。

(3)　古物営業、質屋営業、風俗営業、銃砲刀剣類の所持、火薬類の譲渡等の許可及び指導に関すること。

(4)　警備業の認定及び指導に関すること。

(5)　探偵業の届出及び指導に関すること。

(6)　高圧ガスその他の危険物の指導に関すること。

(7)　許可等事務の適正化に関すること。

(8)　部内の他の課の所掌に属しないこと。

地　域　課

(1)　地域警察の運営に関すること。

(2)　警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

(3)　警察用航空機の運用及び管理に関すること。

(4)　雑踏警備に関すること。

(5)　水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

(6)　駅その他の鉄道施設における警ら及び警戒活動に関すること。

(7)　列車警乗活動に関すること。

通信指令課

(1)　警察無線通信の運用及び通信指令業務に関すること。

(2)　緊急配備に関すること。

人身安全対策課

(1)　人身安全関連事案に係る総合的対策に関すること。

(2)　子供、女性及び高齢者に係る安全対策に関すること。

(3)　めいてい者、迷い子等の保護に関すること。

(4)　少年非行の防止に関すること。

(5)　少年の補導及び少年相談に関すること。

(6)　少年犯罪の捜査及び処理並びにその指導に関すること。

(7)　少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(8)　被害少年の保護に関すること。
(9)　少年を取り巻く有害環境の浄化活動に関すること。
(10)　第７号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。
生活環境課
(1)　公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
(2)　保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
(3)　生活経済事犯の取締りに関すること。
(4)　銃砲刀剣類、火薬類、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
(5)　風俗関係事犯の取締りに関すること。
(6)　外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
(7)　古物営業、質屋営業、警備業及び探偵業の取締りに関すること。
(8)　保安関係の特別法違反（前各号に掲げるものを除く。）の取締りに関すること。
サイバー犯罪対策課
(1)　サイバーセキュリティ戦略に関すること。
(2)　サイバー犯罪対策に関すること。
(3)　サイバー犯罪捜査に関すること。
(刑事部各課、所及び隊の所掌事務)
第５条　刑事部各課、所及び隊の所掌事務は、次のとおりとする。
刑事企画課
(1)　刑事警察の運営に関する企画及び調整に関すること。
(2)　捜査技術及び関係法令に関する研究及び指導に関すること。
(3)　刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
(4)　刑事教養に関すること。
(5)　刑事公判の対応に関すること。
(6)　告訴・告発に関すること。
(7)　情報分析に関すること。
(8)　犯罪手口に関すること。
(9)　指名手配及び捜査共助に関すること。
(10)　犯罪統計に関すること。
(11)　部内の他の課、所及び隊の所掌に属しないこと。
捜査第一課
(1)　犯罪捜査一般に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(2)　移動警察に関すること。
(3)　変死人に関すること。
(4)　広域重要事件の犯罪捜査に関すること（他の課の所属に属するものを除く。）。
捜査第二課
(1)　偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
(2)　公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関す

ること。
(3)　証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。
(4)　政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。
(5)　広域重要事件の犯罪捜査に関すること（前各号に掲げる犯罪の捜査に関するものに限る。）。
(6)　財務捜査に関すること。
組織犯罪対策課
(1)　暴力団に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
(2)　暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。
(3)　暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
(4)　暴力団追放運動推進センターに関すること。
(5)　麻薬、覚醒剤その他薬物事犯の取締りに関すること。
(6)　拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
(7)　犯罪による収益の移転防止に関すること。
(8)　国際的な犯罪捜査及び当該捜査に係る調整に関すること。
(9)　通訳に関すること。
(10)　部内の他の課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。
鑑　識　課
(1)　犯罪鑑識に関すること。
(2)　鑑識資料の整備保管に関すること。
(3)　犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。
(4)　鑑識技能の指導教養に関すること。
(5)　機動鑑識班の運営に関すること。
科学捜査研究所
(1)　犯罪科学の調査及び研究に関すること。
(2)　科学捜査に関連する鑑定及び検査に関すること。
(3)　科学的検査及び実験に関すること。
(4)　現場科学検査班の運営に関すること。
機動捜査隊
(1)　犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること。
(2)　重要事件の初動捜査活動に関すること。
(3)　広域機動捜査班の運営に関すること。
(4)　その他特に命じられたこと。
（交通部各課、センター及び隊の所掌事務）
第６条　交通部各課、センター及び隊の所掌事務は、次のとおりとする。
交通企画課
(1)　交通警察の運営に係る調査及び企画に関すること。
(2)　交通事故防止対策一般に関すること。
(3)　交通事故の分析及び交通事故統計に関すること。
(4)　交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

(5)　交通安全関係機関・団体との連絡及び調整に関すること。
(6)　自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。
(7)　部内の他の課、センター及び隊の所掌に属しないこと。

交通規制課

(1)　道路交通の規制に関すること。
(2)　信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設の設置及び管理に関すること。
(3)　道路使用などの許可に関すること。
(4)　自動車の保管場所に関すること。
(5)　交通安全活動推進センターに関すること。
(6)　道路交通の管制に関すること。
(7)　道路交通の情報に関すること。

交通指導課

(1)　交通指導取締りに関すること。
(2)　交通事故事件の捜査に関すること。
(3)　交通反則行為の処理に関すること。
(4)　交通機動捜査班の運営に関すること。
(5)　車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。

運転免許センター

(1)　運転者及び運転免許の管理に関すること。
(2)　運転免許の行政処分に関すること。
(3)　運転免許に係る講習に関すること。
(4)　運転適性の検査及び相談に関すること。
(5)　運転免許試験及び再試験に関すること。
(6)　指定自動車教習所に関すること。
(7)　自動車安全運転センターに関すること。

交通機動隊

(1)　交通の指導取締りに関すること。
(2)　各種犯罪の予防及び取締りに関すること。

高速道路交通警察隊

(1)　高速自動車国道及びこれに接続している自動車専用道路（以下この項において「高速道路」という。）における交通事故防止対策に関すること。
(2)　高速道路における交通の指導及び取締りに関すること。
(3)　高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
(4)　高速道路における交通規制に関すること。
(5)　高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務の処理に関すること。
(6)　前各号に掲げるもののほか、高速道路における交通警察に関すること。

(警備部の各課及び隊の所掌事務)

第７条　警備部各課及び隊の所掌事務は、次のとおりとする。

警備第一課

(1)　警備情報の収集及び連絡に関すること。

(2)　警備資料の収集整備に関すること。

(3)　次に掲げる犯罪の取締り及び警備実施の伴わない警備犯罪の取締りに関すること。

ア　刑法（明治40年法律第45号）第２編第２章及び第３章に規定する罪

イ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する罪

ウ　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第６条及び第７条に規定する罪

エ　外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する罪

オ　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する罪

カ　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する罪

キ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する罪

(4)　外事・国際テロリズム対策室の運営に関すること。

(5)　部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。

警備第二課

(1)　緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(2)　警備方針の策定及びその実施に関すること。

(3)　災害警備に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

(4)　道路交通等保全に関する条例（昭和24年秋田県条例第25号）の規定による事務の取扱いに関すること。

(5)　管区機動隊、第二機動隊及び第三機動隊の運用に関すること。

(6)　空港の保安対策に関すること。

(7)　警護に関すること。

(8)　警衛に関すること。

(9)　警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること。

(10)　公安捜査隊の運用に関すること。

(11)　警備警察に関する法令の研究及び指導に関すること。

(12)　特定放射性同位元素の防護に関すること。

機　動　隊

(1)　各種警備実施における部隊活動に関すること。

(2)　警備部隊活動の訓練に関すること。

(3)　その他特に命じられたこと。

（学校の所掌事務）

第８条　学校の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　学校教養訓練に関すること。

(2)　学校教養訓練施設の維持管理に関すること。

（所掌事務の特例）

第９条　本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に課等、学校に対して、その所掌に属しない事務をつかさどらせることができる。

第10条及び第11条　削除

（係の設置及び分掌事務）

第12条　課等に係及び班を置き、室等に係を置く。

２　学校に科を置き、科に係を置く。

３　前２項の係、班及び科の名称並びにその分掌事務は、本部長が定めるものとする。

（管轄区域の特例）

第12条の２　条例第８条第２項の規定に基づき公安委員会が定める警察署の管轄区域は、次表のとおりとする。

警　察　署	管　　轄　　区　　域
秋田臨港警察署	秋田市金足追分字海老穴地内追分交差点から潟上市昭和大久保字北野細谷道添30番地先までの一般国道７号線の区域（以下「特例区域１」という。） 秋田市泉菅野一丁目19番１号先（八幡田地下道）から同市泉菅野一丁目20番32号先までの市道八幡田地下道線の区域（以下「特例区域２」という。） 秋田市泉字登木７番地２先から同市泉字登木７番地４先までの私道の区域（以下「特例区域３」という。） 秋田市泉字登木233番地先から同市泉登木８番地先までの市道外旭川三千刈12号線及び市道イサノ外旭川三千刈２号線の区域（以下「特例区域４」という。） 秋田市泉字登木233番地先から同市泉登木８番地先までのイサノ２号線の区域（以下「特例区域５」という。） 秋田市泉釜ノ町21番６号先から同市泉釜ノ町24番15号先までの市道外旭川大畑７号線の区域（以下「特例区域６」という。） 秋田市八橋字イサノ６番地１先から同市八橋大道東２番１号先大道東橋までの草生津川の流域（以下「特例区域７」という。） 秋田市八橋字イサノ22番地１先から同市八橋字イサノ６番地１先までの市道野村大沼線の区域（以下「特例区域８」という。） 主要地方道寺内・新屋・雄和線秋田港大橋下流端から下流の秋田運河の水域（以下「特例区域９」という。）
秋田中央警察署	秋田市寺内字イサノ133番地１先から同市寺内字イサノ137番地１先までの市道臨海秋操線の区域（以下「特例区域10」という。） 秋田市寺内油田一丁目１番２号先から同市寺内油田二丁目１番29号先までの市道油田堂ノ沢線・寺内泉線の区域（以下「特例区域11」という。）

	秋田市寺内蛭根一丁目１番20号先から同市寺内蛭根一丁目15番34号先までの市道臨海新川向線の区域（以下「特例区域12」という。） 秋田市寺内蛭根一丁目２番33号先から同市寺内蛭根一丁目１番20号先までの市道土崎保戸野線の区域（以下「特例区域13」という。） 秋田市寺内蛭根一丁目15番34号先から同市寺内蛭根一丁目16番15号先までの一般国道７号線の区域（以下「特例区域14」という。） 秋田運河の水域（秋田臨港警察署の管轄区域を除く。）（以下「特例区域15」という。） 秋田市四ツ小屋字与左エ門川原338番地１先から同市四ツ小屋字与左エ門川原335番地先までの農道の区域（以下「特例区域16」という。） 秋田市四ツ小屋字与左エ門川原338番地１先から同市四ツ小屋字与左エ門川原地内四ツ小屋交差点入口までの一般国道13号線の区域（以下「特例区域17」という。） 秋田市四ツ小屋字中野137番地先から同市四ツ小屋字中山42番地先までの市道四ツ小屋上野中野線の区域及び萱野堰排水路の水域（以下「特例区域18」という。） 秋田市四ツ小屋字中山42番地先から同市四ツ小屋字柳原147番地先までの古川排水路の水域（以下「特例区域19」という。）
秋田東警察署	秋田市外旭川のうち秋田市平和公園の区域（以下「特例区域20」という。） 秋田市仁井田字横山87番地１先から同市仁井田字横山16番地３先までの市道宝竜崎５号線の区域（以下「特例区域22」という。） 秋田市仁井田字横山90番地２先から同市仁井田字横山87番地１先までの私道の区域（以下「特例区域23」という。） 秋田市仁井田字横山173番地１先から同市仁井田字横山224番地先までの一般国道13号線の区域（以下「特例区域24」という。） 秋田市御野場一丁目１番６号先から同市御野場一丁目３番９号先までの市道四ツ小屋中野１号線の区域（以下「特例区域25」という。） 秋田市御野場一丁目３番９号先から同市御野場三丁目５番１号先までの市道中野７号線の区域（以下「特例区域26」という。） 秋田市御野場二丁目１番３号先から同市御野場一丁目１番６号先までの県道秋田雄和本荘線の区域（以下「特例区域27」という。）

（警察署の下部機構）
第13条　交番その他の派出所の名称、位置及び所管区は、別表第１のとおりとする。
２　警察官駐在所の名称、位置及び所管区は、別表第２のとおりとする。
３　前2項の交番その他の派出所及び警察官駐在所のほか、警察署に置く署所在地の所管区は、別表第３のとおりとする。
４　交番の所長に充てる警察官の階級については、当該交番の所管区の規模等により本部長が定めるものとする。
（警察署の内部組織）
第14条　警察署の内部組織は、本部長が定めるものとする。

第３章　職制

（職員の呼称）
第15条　法第55条第１項の規定により県警察に置かれる職員（警視正以上の階級にある警察官を除く。）の呼称は、次のとおりとする。
警　察　官
秋田県警視
秋田県警部
秋田県警部補
秋田県巡査部長
秋田県巡査長
秋田県巡査
警察官以外の職員
秋田県警察行政職員
（警察本部に置く職及び職務）
第16条　警察本部の組織に置く職員の職、その職務及びその職に充てる職員の階級又は種類は、次表のとおりとする。

組　織	職	職　務	階級又は職員
部	部長	命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	警視正
警務部	首席監察官	命を受け、監察に関する事務を総括する。	警視
部	首席参事官	命を受け、部の事務を総括し、部長を補佐する。	
	主任監察官	命を受け、部の監察に関する事務を総括し、首席監察官を補佐する。	
	参事官	命を受け、部の所掌事務のうち重要事項を掌理する。	
学校	学校長	命を受け、学校の事務を掌理し、所属職員	

		を指揮監督する。	
課等	課長、所長、センター長又は隊長	命を受け、課、所、センター又は隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	警視又は警察行政職員
学校及び課等	主席調査官	命を受け、警察運営に関する重要事項について企画、調整等の事務を掌理する。	
	調査官	学校又は課等の事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。	
警務部	監察官	命を受け、監察に関する事務を掌理する。	警視
生活安全部	高齢者対策統括官	命を受け、高齢者対策に関する事務を掌理する。	
交通部	免許監理官	命を受け、運転免許に関する事務を掌理する。	
	交通聴聞官	命を受け、運転免許の行政処分に係る聴聞及び意見の聴取に関する事務を掌理する。	
	高齢者交通事故対策官	命を受け、高齢者を重点とした交通事故防止対策に関する事務を掌理する。	
学校	副校長	命を受け、学校の事務を総括し、学校長を補佐する。	
課等	次長又は副所長	命を受け、課等の事務を総括し、課長等を補佐する。	警視、警部又は警察行政職員
	副隊長		警部

2　部長不在のときは、首席参事官、参事官又は当該事務を主管する課長等が部長代理となる。部長代理となつた者は、部長の職務を行う。ただし、部長が欠けたとき又は病気その他の理由により長期間欠勤する場合を除き、すべて後閲を受けなければならない。

3　学校長及び課長等が不在のとき又は事故があるときは、副校長、次長、副所長又は副隊長がその職務を代理する。ただし、職員の身分に関する事項は、処理することができない。

4　主任監察官には首席参事官をもって、充てるものとする。

（警察署に置く職及び職務）

第17条　警察署には、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職　務	階級又は職員
署長	本部長の指揮を受け、所轄内の警察事務を掌理し、職員を指揮監督する。	警視正又は警視
副署長	命を受け、警察署の事務を総括し、署長を補佐する。	警視
主席調査官	命を受け、警察署の運営に関する重要事項について企画、調整等の事務を掌理する。	警視又は警察行政職員
調査官	警察署の事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。	
警務官	命を受け、警察署における警察本部警務部に属する事務（会計課に関する事務を除く。）を総括し、署長を補佐する。	警視又は警部
刑事官	命を受け、警察署における警察本部刑事部及び生活安全部に属する事務（地域課及び通信指令課に関する事務を除く。）を総括し、署長を補佐する。	
地域交通官	命を受け、警察署における警察本部生活安全部地域課及び通信指令課、交通部並びに警備部警備第二課に属する事務（警備実施に関する犯罪の取締りに関する事務を除く。）を総括し、署長を補佐する。	
次長	命を受け、警察署の事務を総括し、署長を補佐する。	警部
主幹	命を受け、課等の所掌事務のうち、専門的事項に係る事務を処理する。	警察行政職員
課長	命を受け、警察署における課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警視、警部、警部補又は警察行政職員
主任専門官	命を受け、課の事務のうち、高度かつ専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。	
課長代理	命を受け、警察署における課の事務を処理し、課長を補佐する。	警部、警部補又は警察行政職員
交番所長	命を受け、交番の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部又は警部補
係長	命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部補又は警察行政職員
専門官	命を受け、係の事務のうち、専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。	

警備派出所長	命を受け、警備派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部補
警察官駐在所長	命を受け、駐在所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	
主任	命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡査部長又は警察行政職員
係員	命を受け、係の事務を処理し、自己の勤務を通じて巡査（巡査長たる巡査を除く。）の実務の指導に当たる。	巡査長巡査
	命を受け、係の事務に従事する。	巡査
主事	命を受け、係の事務に従事する。	警察行政職員
技師	命を受け、専門的技術に従事する。	
少年補導職員	命を受け、少年警察の事務に従事する。	
主任管理技師	命を受け、相当の経験を必要とする技能業務又は労務に従事する。	
管理技師	命を受け、技能業務又は労務に従事する。	

２　署長が不在のとき又は事故があるときは、副署長又は次長が署長の職務を代理する。ただし、職員の身分に関する事項は、処理することができない。

（職制の特例）

第18条　本部長は、特に必要があると認めた場合は、この規則で定めるもののほか、所要の職及び職員を置くことができる。

別表第１（第13条関係）

所轄署名	名称	位置	所管区
鹿角警察署	小坂交番	鹿角郡小坂町小坂字中前田42番地３	鹿角郡小坂町のうち 荒谷、上向、小坂、小坂鉱山
	花輪交番	鹿角市花輪字下中島81番１	鹿角市のうち 花輪
大館警察署	大館駅前交番	大館市御成町一丁目２番４号	大館市のうち 芦田子（字獅子ケ森の一部、字獅子ケ森下の一部を除く。）、東、有浦一丁目～六丁目、大茂内、御成町一丁目～四丁目、上代野、茂内、清水一丁目～五丁目、下代野、釈迦内（字家後、字板子石、字稲荷山下の一部、字街道上、字街道端、字上清水、字上袋、字山神社後、字下清水、字塚ノ台、字長袋、字四方石に限る。）、中道一丁目～三丁目、沼館（字長瀞を除く。）、松木（字大上、字清水、字清水懸に限る。）、雪沢、字板子石境、字大田面、字観音堂、字小釈迦内道上、字小釈迦内道下、字清水堰合、字清水堰添、字下綱、字代野、字新綱、字二本杉後、字二ツ屋境、字沼館道上、字沼館道南、字松木境、字松館
	桂城交番	大館市字桂城８番地８	大館市のうち 青葉町、赤館町、泉町、片山、片山町一丁目～三丁目、柄沢（字稲荷山下、字大沢尻、字大沢山、字柄沢、山王台の一部、字長橋、字丸山下に限る。）、北神明町、小館町、小館花（字萩野台を除く。）、幸町、城西町、水門町、住吉町、常盤木町、字中城、中神明町、根下戸、根下戸新町、根下戸町、東台一丁目～七丁目、御坂町、美園町、南神明町、豊町、字相染沢中岱、字赤館、字池内道上、字池内道下、字一心院南、字一本杉、字裏町、字上町、字扇田道下、字大館、字大町、字片町、字金坂、字金坂後、字桂城、字桜町、字桜町南、字三ノ丸、字新町、字水門前、字象ケ鼻、字館下、字鉄砲場、字土飛山下、字長木川南、字長倉、字長根山下、字中町、字七曲岱、字馬喰町、字八幡、字八幡沢岱、字東台、字古川町、字部垂町、字向町、字谷地町、字谷地町後
	比内交番	大館市比内町扇田字伊勢堂岱108番地１	大館市のうち 比内町扇田、比内町小坪沢、比内町片貝、比内町笹館、比内町白沢水沢、比内町達子、比内町新館（字館下、字真館の一部に限る。）

			、比内町八木橋、比内町谷地中
北秋田警察署	森吉幹部交番	北秋田市米内沢字出向中島38番地の２	北秋田市のうち 浦田、本城、米内沢
	大館能代空港警備派出所	北秋田市脇神字菓岱21番地144	
能代警察署	二ツ井交番	能代市二ツ井町字上野82番地15	能代市のうち 二ツ井町（字上台、字上野、字太田面、字上山崎、字五千苅、字沢口、字三千苅、字下野家後、字下野川端、字高関、字中坪、字滑良子川端、字比井野（55番地から92番地までに限る。）、字町尻、字道上中坪、字山崎、字山根に限る。）、二ツ井町麻生、二ツ井町加護山、二ツ井町苅又石、二ツ井町切石、二ツ井町小掛、二ツ井町小繋、二ツ井町駒形、二ツ井町田代、二ツ井町飛根、二ツ井町荷上場、二ツ井町濁川、二ツ井町仁鮒
	能代駅前交番	能代市元町242番地５	能代市のうち 万町、追分町、大町、上町、中和一丁目・二丁目、出戸本町、富町、能代町（字赤沼、字悪土、字後谷地、字中川原に限る。）、畠町、日吉町、緑町、南元町、明治町、元町、字後谷地、字上柳、字下内崎、御指南町、字彩霞長根、字下野、字下柳、字出戸、字出戸後、字中嶋、字中柳、字西赤沼、字西大瀬、字東赤沼、字東大瀬、字豊祥岱、字養蚕、字養蚕脇、若松町
	西通町交番	能代市景林町２番29号	能代市のうち 青葉町、大手町、川反町、景林町、栄町、昭南町、末広町、住吉町、清助町、通町、西通町、能代町（字後谷地国有林、字男鹿街道脇、字川反、字出戸沼、字出戸沼堰脇、字下浜、字住吉後、字清助町下中川原、字盤若山野、字日和山下に限る。）、萩の台、花園町、浜通町、盤若町、東町、松美町、柳町、字大森山、字麒麟ケ原、字砂留山、字鳥小屋、字鳳凰岱
	南能代交番	能代市字寿域長根48番地123	能代市のうち 浅内、字小野沢、字海詠坂、河戸川、字厚柳、字大内田、字大瀬儘下、字大塚、字柏子所、字柏子所下、字上古川布、字臥竜山、字上相染下、字九郎左エ門笹台、字九郎左エ門台、字五雲岱、字権現台、字塞ノ神、字塩干田、字塩干田前、字十洲崎、字芝童森、字下瀬、字下古川布、字下谷地、字下柳、字寿域長根、字昇平岱、字新山前、字仙遊長根、字袖又、字大平山後、字高塙、字田子向、字田屋

			、字寺向、字戸川向、字中古川布、字長崎、字南陽崎、字沼ノ上、字藤山、字古屋布、字不老岱、字坊ケ崎、字松長布、字谷地中、字山崎
五城目警察署	昭和交番	潟上市昭和大久保字堤の上104番地	潟上市のうち 昭和大久保、昭和豊川岡井戸、昭和豊川上虻川、昭和豊川槻木、昭和豊川船橋、昭和豊川山田、昭和豊川竜毛、昭和八丁目、昭和乱橋
	天王幹部交番	潟上市天王字蒲沼137番地77	潟上市のうち 天王大崎、天王（字一向、字上の台、字上関、字江川、字江川谷地、字江川上谷地（町道６号線及び８号線の北側に限る。）、字沖田、字沖田台、字御休下、字蒲沼（町道６号線の北側に限る。）、字上江川、字コアツコ、字児玉、字塩口、字塩口北野、字渋谷、字下狼縁（旧国道101号線の北側に限る。）、字下浜山（秋田男鹿自転車道の北側に限る。）、字下分水、字鶴沼台（旧国道101号線の北側に限る。）、字天塩、字天王、字藤伍の宮、字中羽立、字中干潟、字中分水、字羽立、字羽立片山、字羽立北野、字ハラヘ、字二田、字不動下、字不動台、字不動台上、字穂丈谷地、字松渕、字万六溜池下、字道合、字南干潟、字宮の後、字持長根、字持谷地（旧国道101号線の北側に限る。）、字桃木台上（旧国道101号線の北側に限る。）、字桃木台下、字小分、字上分水、字浜山、字下新縄手、字中新縄手、字上新縄手、字境田、字干潟）
	上出戸交番	潟上市天王字北野164番地19	潟上市のうち 天王（字池沼溜池下、字江川上谷地（町道６号線及び８号線の南側に限る。）、字追分、字追分西、字大長根、字蒲沼（町道６号線の南側に限る。）、字上狼縁、字上北野、字上出戸、字北野、字草乙女溜池下、字三枚橋下、字下狼縁（旧国道101号線の南側に限る。）、字下出戸、字下浜山（秋田男鹿自転車道の南側に限る。）、字鶴沼台（旧国道101号線の南側に限る。）、字長沼、字長沼下、字中浜山、字西長根、字棒沼台、字細谷長根、字持谷地（旧国道101号線の南側に限る。）、字桃木台上（旧国道101号線の南側に限る。）に限る。）
秋田臨港警察署	追分交番	秋田市下新城中野字街道端西92番地13	秋田市のうち 金足岩瀬、金足浦山、金足追分、金足大清水、金足片田、金足黒川、金足小泉、金足下刈、金足高岡、金足鳰崎、金足堀内、金足吉田

			、下新城青崎、下新城岩城、下新城小友、下新城笠岡、下新城長岡、下新城中野 特例区域１
	飯島交番	秋田市飯島道東一丁目８番27号	秋田市のうち 飯島、飯島飯田一丁目・二丁目、飯島飯田一丁目・二丁目、飯島川端一丁目～三丁目、飯島穀丁、飯島新町一丁目～三丁目、飯島長野上町、飯島新町一丁目～三丁目、飯島長野上町、飯島長野中町、飯島長野本町、飯島西袋一丁目～三丁目、飯島西袋一丁目～三丁目、飯島鼠田一丁目～四丁目、飯島文京町、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島美砂町、飯島道東一丁目～三丁目、飯島緑丘町、上新城石名坂、上新城小又、上新城五十丁、上新城白山、上新城中、上新城保多野、上新城道川、上新城湯ノ里、港北新町、港北松野町
	土崎駅前交番	秋田市土崎港中央六丁目16番10号	秋田市のうち 土崎港御蔵町、土崎港穀保町、土崎港下浜町、土崎港相染町、土崎港古川町、土崎港北一丁目～七丁目、土崎港中央一丁目～七丁目、土崎港西一丁目～五丁目、土崎港東一丁目～四丁目、土崎港南一丁目～三丁目 特例区域９
	将軍野交番	秋田市将軍野南一丁目14番64号	秋田市のうち 将軍野青山町、将軍野桂町、将軍野堰越、将軍野東一丁目～四丁目、将軍野南一丁目～五丁目、将軍野向山、寺内（字イサノ、字後城、字大小路、字神屋敷、字三千刈、字将軍野、字通穴、字蛭根に限る。）、寺内油田一丁目～三丁目、寺内後城、寺内鵜ノ木、寺内大小路、寺内大畑、寺内神屋敷、寺内高野、寺内児桜一丁目～三丁目、寺内蛭根一丁目～三丁目、寺内焼山、寺内堂ノ沢一丁目～三丁目 特例区域３、特例区域５、特例区域７、特例区域８
	外旭川交番	秋田市外旭川八柳三丁目６番47号	秋田市のうち 外旭川、外旭川八幡田一丁目・二丁目、外旭川八柳一丁目～三丁目 特例区域２、特例区域４、特例区域６
秋田中央警察署	幸町交番	秋田市高陽幸町14番33号	秋田市のうち 高陽青柳町、高陽幸町、保戸野千代田町、保戸野鉄砲町、八橋（字イサノに限る。）、八橋イサノ一丁目・二丁目、八橋大沼町、八橋大畑一丁目・二丁目、八橋新川向、八橋田五郎一丁目・二丁目、八橋鯰沼町、八橋三和町、泉（字登木に限る。）、泉北一丁目～四丁

			目、泉菅野一丁目・二丁目、泉中央一丁目～六丁目、泉南一丁目～三丁目 特例区域10
	山王交番	秋田市山王中島町10番23号	秋田市のうち 山王一丁目～七丁目、山王新町、山王中島町、山王中園町、山王沼田町、山王臨海町、八橋（字下八橋に限る。）、八橋運動公園、八橋大道東、八橋本町一丁目～六丁目、八橋南一丁目・二丁目、川尻大川町、川尻御休町、川尻町（字大川反、字中島に限る。）、川尻みよし町、川尻若葉町 特例区域11～特例区域14
	大町交番	秋田市大町五丁目３番37号	秋田市のうち 大町一丁目～六丁目、旭北栄町、旭北寺町、旭北錦町、保戸野金砂町、保戸野桜町、保戸野すわ町、保戸野通町、保戸野中町、保戸野八丁、保戸野原の町
	秋田駅前交番	秋田市中通七丁目１番２号	秋田市のうち 千秋北の丸、千秋久保田町、千秋公園、千秋城下町、千秋中島町、千秋明徳町、千秋矢留町、中通一丁目～七丁目
	楢山交番	秋田市楢山南中町１番14号	秋田市のうち 楢山（字寺小路に限る。）、楢山愛宕下、楢山大元町、楢山共和町、楢山金照町、楢山佐竹町、楢山城南町、楢山城南新町、楢山登町、楢山古川新町、楢山本町、楢山南新町上丁、楢山南新町下丁、楢山南中町、南通亀の町、南通築地、南通みその町、南通宮田
	茨島交番	秋田市茨島一丁目１番３号	秋田市のうち 卸町一丁目～五丁目、川尻上野町、川尻新川町、川尻総社町、川元小川町、川元開和町、川元松丘町、川元むつみ町、川元山下町、旭南一丁目～三丁目、楢山川口境、茨島一丁目～七丁目
	勝平交番	秋田市新屋船場町６番44号	秋田市のうち 新屋朝日町、新屋勝平台、新屋勝平町、新屋北浜町、新屋寿町、新屋下川原町、新屋天秤野、新屋船場町、新屋町（字砂奴寄、字下川原、字天秤野、字三ツ小屋、字割山に限る。）、新屋松美ガ丘北町、新屋松美ガ丘東町、新屋松美ガ丘南町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋豊町、新屋割山町、向浜一丁目・二丁目 特例区域15
	牛島交番	秋田市牛島東六丁目１番31号	秋田市のうち 牛島（字西潟敷に限る。）、牛島西一丁目～

			四丁目、牛島東一丁目～七丁目、牛島南一丁目・二丁目、大住一丁目～四丁目、大住南一丁目・二丁目・三丁目（１番から５番までに限る）、仁井田（字潟中島に限る。）、仁井田潟中町、仁井田蕗見町、仁井田緑町
	新屋交番	秋田市新屋扇町12番40号	秋田市のうち 新屋扇町、新屋大川町、新屋沖田町、新屋表町、新屋栗田町、新屋渋谷町、新屋高美町、新屋田尻沢中町、新屋田尻沢西町、新屋田尻沢東町、新屋鳥木町、新屋比内町、新屋日吉町、新屋前野町、新屋町（字北愛宕町、字渋谷地、字清水出脇、字新町後、字関町後、字田尻沢に限る。）、新屋元町、下浜桂根、下浜長浜、下浜楢田、下浜八田、下浜羽川、下浜名ケ沢、豊岩石田坂、豊岩小山、豊岩豊巻、浜田
	仁井田交番	秋田市仁井田本町五丁目３番８号	秋田市のうち 大住南三丁目（１番から５番までを除く。）、御野場一丁目～八丁目、御野場新町一丁目～五丁目、仁井田（字大野、字粕谷道、字上新田、字川久保、字切上、字猿田川端、字小中島、字下新田、字塚廻（１番から134番１までを除く。）、字中新田、字中谷地、字仲谷地、字福島、字古川向、字柳林、字渮溜、字横山に限る。）、仁井田小中島、仁井田栄町、仁井田新田一丁目～三丁目、仁井田二ツ屋一丁目・二丁目、仁井田福島一丁目・二丁目、仁井田本町一丁目～六丁目、仁井田目長田一丁目～三丁目 特例区域16～特例区域19
秋田東警察署	手形交番	秋田市手形住吉町４番20号	秋田市のうち 手形（字大沢、字大松沢、字十七流、字中谷地、字西谷地、字蛇野、字山崎に限る。）、手形学園町、手形からみでん、手形休下町、手形新栄町、手形山崎町、手形住吉町、手形田中、手形山北町、手形山中町、手形山西町、手形山東町、手形山南町、蛇野
	城東交番	秋田市広面字樋ノ沖94番地９	秋田市のうち 大平台一丁目～四丁目、桜一丁目～四丁目、桜ガ丘一丁目～五丁目、桜台一丁目～三丁目、下北手黒川、下北手桜、下北手寒川、下北手宝川、下北手通沢、下北手梨平、下北手松崎、下北手柳館、楢山（字石塚谷地、字太田沢に限る。）、楢山石塚町、楢山太田町、東通一丁目～八丁目、東通観音前、東通館ノ越、東通仲町、東通明田、広面、柳田、横森一

			丁目～五丁目
	御所野交番	秋田市御所野下堤五丁目１番10号	秋田市のうち 上北手荒巻、上北手大杉沢、上北手大戸、上北手大山田、上北手御所野、上北手古野、上北手小山田、上北手猿田、上北手百崎、御所野地蔵田一丁目～五丁目、御所野下堤一丁目～五丁目、御所野堤台一丁目、御所野元町一丁目～七丁目、御所野湯本一丁目～六丁目、仁井田（字沖谷地、字刈切、字桑谷地、字五十五枚、字塚廻（１番から134番１までに限る。）に限る。）、南ヶ丘一丁目～三丁目、山手台一丁目～三丁目、四ツ小屋、四ツ小屋小阿地、四ツ小屋末戸松本 特例区域22～特例区域27
	秋田空港警備派出所	秋田市雄和椿川字山籠49番地	
由利本荘警察署	矢島幹部交番	由利本荘市矢島町七日町字熊之堂114番地３	由利本荘市のうち 矢島町荒沢、矢島町川辺、矢島町木在、矢島町坂之下、矢島町城内、矢島町新荘、矢島町立石、矢島町舘町、矢島町田中町、矢島町七日町、矢島町元町、矢島町矢島町
	にかほ幹部交番	にかほ市象潟町字入道島15番地８	にかほ市のうち 象潟町、象潟町小滝、象潟町関（鬼平、下りの下、上栗山、三平田、建石、立石、殿袋、鳥屋森、ヨシワ沢に限る。）、象潟町大飯郷、象潟町長岡、象潟町本郷、象潟町横岡
	石脇交番	由利本荘市石脇字山ノ神16番地143	由利本荘市のうち 芦川、蟻山、石脇、井戸尻、親川、片町、神沢、観音町、今野谷池、新組町、砂子下、調練場、濡浜北、浜三川、浜ノ町、古雪町、松ケ崎、水林
	本荘駅前交番	由利本荘市花畑町一丁目25番地	由利本荘市のうち 赤沼下、赤沼下道、赤沼町、和泉町、一番堰、岩渕下、後町、裏尾崎町、円正脇、大鍬町、大堤下、大町、桶屋町、尾崎、表尾崎町、鍛冶町、上大野、瓦谷地、北裏地、狐森、給人町、切通、小人町、小防ケ沢、御門、肴町、桜小路、笹道、砂糖畑、下大野、下川原中島、陳場岱、巣組、大門、谷山小路、田町、堤脇、鶴沼、出戸上野、出戸町、寺後、中竪町、中梵天、中町、中横町、西大鍬町、西小人町、西梵天、二番堰、八幡下、花畑町一丁目～四丁目、東梵天、東町、日役町、船ケ台、本荘、本田仲町、松街道、美倉町、薬師堂（字堤下、字山崎）、谷地町、猟師町
大仙警察	協和交番	大仙市協和境字境22	大仙市のうち

署		番地14	協和荒川、協和稲沢、協和上淀川、協和境、協和小種、協和下淀川、協和中淀川、協和船岡、協和船沢、協和峰吉川
	刈和野交番	大仙市刈和野212番地６	大仙市のうち 刈和野、北野目（字野中、字三条川原に限る。）、土川、字刈和野
	大曲駅前交番	大仙市大曲通町６番２号	大仙市のうち 大曲あけぼの町、朝日町、飯田、大曲飯田町、泉町、大花町、大曲（字荒町、字大和田、字上笑ノ口、字上高畑、字古四王際、字下笑ノ口、字下高畑、字高畑谷地、字土川原、字中良野、字西大槻、字西田、字蓮沼、字蓮沼下段、字東大槻、字福辺内に限る。）、大曲大町、小貫高畑（字大嶋下段乙、字大嶋下段甲、字押切野、字貝窪南、字川原崎乙、字川原崎甲、字曽四川、字坪地、字坪地下段、字坪地甲、字中荒所、字七ツ小屋、字七ツ小屋下段乙、字七ツ小屋下段甲、字向大嶋乙、字向大嶋下段乙、字向大嶋下段甲、字向七ツ小屋乙、字向七ツ小屋甲、字柳原に限る。）、大曲金谷町、大曲上大町、大曲上栄町、大曲川原町、大曲黒瀬町、幸町、大曲栄町、佐野町、大曲白金町、大曲住吉町、大曲須和町一丁目～三丁目、大曲田町、大曲通町、戸蒔、大曲戸巻町、大曲中通町、大曲花園町、花館（字薊平、字井戸関、字大戸下川原、字大戸中嶋、字蟹沢、字蒲家後古川向沢、字上大戸、字上大戸下川原、字上佐渡、字上殿屋敷、字上中野、字上野、字唐関、字北裏地、字葛野、字幸福寺、字才蔵平、字下袋嶋長沼頭、字下大戸、字下竹花下川原、字下殿屋敷、字下中野、字常保寺、字新萱野、字杉本、字竹花下川原、字竹花中島、字田ノ尻、字土川原、字鶴田、字中大戸、字長沢、字中台、字中貫、字中野、字中野甲、字中野下川原、字鍋倉、字西石田、字西裏地、字西台、字根堀場、字萩台、字東石田、字東裏地、字姫神、字福田、字豊後野、字間倉、字間倉洲崎、字南裏地、字三ノ平、字安本、字柳原、字揚ノ森、字興蔵野に限る。）、花館上町、花館中町、花館柳町、大曲浜町、東川、大曲日の出町一丁目・二丁目、大曲福住町、福田町、大曲福見町、富士見町、大曲船場町一丁目・二丁目、大曲丸子町、大曲丸の内町、大曲緑町、美原町、若竹町、大曲若葉町、和合
	美郷交番	仙北郡美郷町六郷字	仙北郡美郷町のうち

		赤城46番地４	野中、鑓田、六郷、六郷東根
仙北警察署	田沢湖交番	仙北市田沢湖生保内字宮の後９番地２	仙北市のうち 田沢湖生保内、田沢湖潟、田沢湖刺巻、田沢湖田沢、田沢湖玉川
	角館駅前交番	仙北市角館町中菅沢94番地145	仙北市のうち 角館町、角館町白岩、角館町薗田、角館町広久内、田沢湖のうち小松の一部
横手警察署	増田幹部交番	横手市増田町増田字石神71番地１	横手市のうち 増田町
	横手駅前交番	横手市駅前町５番10号	横手市のうち 赤川、赤坂、朝日が丘一丁目～四丁目、旭川一丁目～三丁目、猪岡、梅の木町、駅前町、駅南一丁目・二丁目、大沢、大町、大水戸町、卸町、鍛冶町、上内町、寿町、幸町、三本柳、三枚橋一丁目、清川町、清水町新田、蛇の崎町、条里一丁目～三丁目、城西町、城南町、城山町、神明町、田中町、中央町、塚堀、根岸町、羽黒町、平城町、婦気大堤（字久保下、字田久保、字田久保下、字堤下、字中田、字西野、字婦気、字婦気前、字南巻、字谷地添に限る。）、二葉町、平和町、本郷町、前郷一番町、前郷二番町、前郷、松原町、南町、睦成（字大谷地、字清水沢、字助市沢、字田ノ沢、字水上沢に限る。）、本町、安田、安田原町、横手町、横山町、四日町
	十文字交番	横手市十文字町字海道下43番地３	横手市のうち 十文字町
湯沢警察署	湯沢北交番	湯沢市杉沢字戸石崎９番	湯沢市のうち 岩崎、裏門一丁目～三丁目、大町一丁目・二丁目、表町一丁目～四丁目、角間、金谷、北荒町、倉内、幸町一丁目、桜通り、佐竹町、清水町一丁目～六丁目、杉沢、杉沢新所、大工町、成沢、二井田、西新町、深堀（字鎌切に限る。）、古館町、前森一丁目～四丁目、元清水一丁目～四丁目、森、柳田、柳町一丁目・二丁目、八幡、湯ノ原一丁目・二丁目、字愛染山、字赤土、字旭田、字伊勢堂山、字伊勢堂脇、字稲荷山、字祝田、字上野、字岩ノ沢山、字姥懐山、字裏門、字大倉谷地、字大島、字大島町、字大島谷地、字大森、字奥ノ台、字高野、字黄金原、字沖田、字沖鶴、字落合、字角間沢、字角間沢山、字角間山、字カックイ沢山、字鉦打沢、字金堀沢、字金堀沢山、字上角間沢山、字上経塚廻り、字勘右ェ門沢、字勘右ェ門沢山、字桐〆平山、字熊ノ堂、字粟沢山、字小松沢山、字小吹山、

			字小古御獄、字小古御獄山、字菰槌山、字境川、字栄田、字柵内沢山、字下角間沢、字下角間沢山、字柴目、字下京塚廻り、字下田面、字下中川原、字下山谷、字白子、字新川原、字新中道、字新福島、字炭釜山、字関合、字千刈、字高前、字高屋敷、字滝ノ沢山、字タテスリ沢山、字館ノ堀、字田中、字田ノ神、字鳥海、字鶴田、字鶴館、字鶴の島、字堂ノ前、字峠沢山、字研場、字栃木沢山、字取上石山、字長沢山、字中ノ沢、字中ノ沢弁慶山、字中ブリ沢山、字中屋敷、字中屋島、字西愛染沢、字西金堀沢山、字抜石場山、字抜石山、字沼ノ岱山、字根小屋町、字乗上沢山、字東赤土、字東赤土山、字菱堂、字平館、字広沢山、字福俵、字古館、字豊稔、字宝涼、字富士見、字古御獄山、字蛇野、字前囲、字前沢山、字前島、字松沢山、字松長根山、字短沢山、字御獄沢、字御獄南沢、字御獄山、字南沢、字無頭、字谷地沢山、字八ツ長根、字八ツ長根山、字山谷、字湯ノ上、字湯ノ上山、字両神
	羽後交番	雄勝郡羽後町西馬音内字中野28番地３	雄勝郡羽後町のうち 赤袴、飯沢、大久保、大沢、大戸、貝沢、柏原、郡山、鹿内、嶋田新田、新町、杉宮、高尾田、田沢、足田、床舞、西馬音内、西馬音内堀回、糠塚、野中、林崎、払体、堀内、水沢、睦合、字赤沼、字新処、字稲荷、字後野上、字内沢田、字内條、字内堀、字楳久保、字上野新田、字大久保、字大戸、字大戸南、字大谷地、字雄勝野、字小山田、字門向、字上中野、字上開、字川原田、字経面、字熊ノ堂、字黒作、字煙岡、字元稲田、字小悪戸、字五十堀、字五輪坂、字才の神、字塞の神、字鹿内、字清水川、字清水端、字下川原、字下中野、字蛇喰、字正源塚、字杉宮、字外沢田、字外堀、字大千坊塚、字田沢、字田畑、字檀ノ脇、字長者森、字堤下、字道目木、字戸付、字土橋、字中飯沢、字中沢田、字中島、字中道、字西ケ崎、字西新成、字西杉宮、字西馬音内、字二条道、字野中、字野々宮、字八郎右ェ門堤、字花立、字掵ノ上、字東新成、字深田、字古館、字弁天森、字前野、字前谷地、字南西馬音内、字南野、字南元西、字箕ノ森、字宮前、字三輪、字六日市、字向、字本貝沢、字元西、字門前、字屋敷添、字家妻、字柳原、字湯ノ崎、字吉田

	稲川交番	湯沢市川連町字大関下６番地３	湯沢市のうち 稲庭町、川連町、駒形町、三梨町
	雄勝交番	湯沢市横堀字白銀町13番地	湯沢市のうち 泉沢、院内銀山町、小野、上院内、桑崎、下院内、寺沢、横堀

別表第２（第13条関係）

所轄署名	名称	位置	所管区
鹿角警察署	十和田湖警察官駐在所	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱13番地６	鹿角郡小坂町のうち 十和田湖
	大湯警察官駐在所	鹿角市十和田大湯字下川原30番地５	鹿角市のうち 十和田大湯、十和田草木
	毛馬内警察官駐在所	鹿角市十和田毛馬内字押出40番地24	鹿角市のうち 十和田上向、十和田岡田、十和田毛馬内、十和田瀬田石、十和田山根
	錦木警察官駐在所	鹿角市十和田錦木字室田４番地３	鹿角市のうち 十和田末広、十和田錦木
	尾去沢警察官駐在所	鹿角市尾去沢字軽井沢51番地１	鹿角市のうち 尾去沢
	八幡平警察官駐在所	鹿角市八幡平字小豆沢碇92番地１	鹿角市のうち 八幡平
大館警察署	花岡警察官駐在所	大館市花岡町字前田３番地１	大館市のうち 花岡町
	釈迦内警察官駐在所	大館市釈迦内字山神台15番地９	大館市のうち 商人留、芦田子（字獅子ケ森の一部、字獅子ケ森下の一部に限る。）、粕田、橋桁、釈迦内（字家後、字板子石、字街道上、字街道端、字上清水、字上袋、字山神社後、字下清水、字塚ノ台、字長袋、字四方石、字稲荷山下の一部を除く。）、白沢、長走、松木（字大上、字清水、字清水懸を除く。）、松峰
	川口警察官駐在所	大館市川口字隼人岱108番地56	大館市のうち 川口、立花、沼館（字長瀞に限る。）、櫃崎（字土貝に限る。）、餅田一丁目・二丁目、餅田
	池内警察官駐在所	大館市池内字中台100番地	大館市のうち 池内、餌釣、柄沢（字狐台、字山王台の一部に限る。）、小館花（字萩野台に限る。）、中山、山館
	大館南警察官駐在所	大館市二井田字小石台90番地23	大館市のうち 赤石、板沢、出川、大子内、大披、小袴、下川原、杉沢、二井田、櫃崎（字土貝を除

			く。）、比内前田、本宮
	大滝警察官駐在所	大館市十二所字間ノ田105番地４	大館市のうち 　軽井沢、原、猿間、十二所、道目木、曲田
	田代警察官駐在所	大館市早口字上野57番地５	大館市のうち 　岩瀬、外川原、長坂、早口、山瀬、山田
	独鈷警察官駐在所	大館市比内町独鈷字独鈷63番地２	大館市のうち 　比内町大葛、比内町独鈷、比内町中野、比内町新館（字館下、真館の一部を除く。）、比内町味噌内
北秋田警察署	鷹巣西警察官駐在所	北秋田市坊沢字屋敷52番地	北秋田市のうち 　今泉、黒沢、綴子（字久太郎羽立、字胡桃館、字佐戸岱、字菅ノ沢出口、字田中家前、字田中下モ、字作坂、字作坂下、字柳中に限る。）、坊沢、前山
	綴子警察官駐在所	北秋田市綴子字田中大道下３番地２	北秋田市のうち 　綴子（字愛宕岱、字家上、字家下タ、字家下モ、字家向、字市六、字一本柳、字岩坂下、字岩谷、字上野、字内一通、字上台、字往還下、字大堤、字大堤家後、字大堤沢、字大堤下、字大堤道下、字大舟沢出口、字小田、字小田道下、字街道下、字掛泥道上、字掛泥道下、字囲ノ内、字合地、字蟹子沢、字釜堤脇、字上糠沢、字上松原、字川西、字熊野堂後、字熊野堂前、字小糠沢、字五兵エ沢、字山神堂川向、字山神堂下、字下糠沢、字下谷地、字外一通、字田子ケ沢、字田子ケ沢向、字田中、字田中大道下、字田中表、字田中上、字玉ノ瀬、字田町、字塚ノ岱、字堤下、字出口下岱、字時ノ沢、字戸草沢、字中堤、字中糠沢、字西館、字西向黒沢、字糠沢、字糠沢上谷地、字糠沢下谷地、字糠沢田ノ沢、字糠沢中谷地、字バッコ石、字日影沢出口、字東館、字東向黒沢、字深沢、字二夕又、字前野、字松原谷地、字摩当揚、字美田古、字宮本、字向黒沢、字向黒沢家下、字向黒沢田ノ沢、字村下、字谷地川上、字谷地川下、字與助沢に限る。
	鷹巣南警察官駐在所	北秋田市脇神字太田尻69番地２	北秋田市のうち 　小森、中屋敷、七日市、脇神（平崎川戸沼、平崎上岱、西陣馬岱を除く。）
	前田警察官駐在所	北秋田市阿仁前田字上館下277番地５	北秋田市のうち 　阿仁前田、桂瀬、小又、五味堀、根森田、森吉
	阿仁警察官駐	北秋田市阿仁水無	北秋田市のうち

	在所	字大町16番地	阿仁荒瀬、阿仁荒瀬川櫃畑、阿仁一ノ又鉱山、阿仁鍵ノ滝、阿仁萱草、阿仁萱草鉱山、阿仁銀山、阿仁小様、阿仁小沢鉱山、阿仁小渕、阿仁三枚鉱山、阿仁二ノ又鉱山、阿仁真木沢鉱山、阿仁水無、阿仁吉田
	幸屋渡警察官駐在所	北秋田市阿仁幸屋渡字西野小綱11番地６	北秋田市のうち 阿仁笑内、阿仁根子、阿仁伏影、阿仁打当、阿仁幸屋、阿仁幸屋渡、阿仁戸鳥内、阿仁長畑、阿仁中村、阿仁比立内
	上小阿仁警察官駐在所	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野26番地２	北秋田郡上小阿仁村
	合川警察官駐在所	北秋田市新田目字大野85番地１	北秋田市のうち 上杉、鎌沢、川井、木戸石、根田、下杉、李岱、芹沢、道城、新田目、八幡岱新田、羽根山、福田、増沢、三木田、三里
能代警察署	八森警察官駐在所	山本郡八峰町八森字中浜92番地５	山本郡八峰町のうち 八森
	峰浜警察官駐在所	山本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台17番地２	山本郡八峰町のうち 峰浜石川、峰浜内荒巻、峰浜高野々、峰浜小手萩、峰浜坂形、峰浜田中、峰浜沼田、峰浜畑谷、峰浜塙、峰浜水沢、峰浜目名潟
	藤里警察官駐在所	山本郡藤里町藤琴字鳥谷場112番地１	山本郡藤里町
	種梅警察官駐在所	能代市二ツ井町梅内字前田207番地	能代市のうち 二ツ井町（字家後、字薄井、字海道上、字狐台、字小槻木、字桜台、字下野、字下稗柄、字下山崎、字茶屋下、字塚台、字槻ノ木、字中坪道下、字比井野（１番地から54番地まで及び93番地から137番地までに限る。）、字稗柄、字稗川原、字山崎に限る。）、二ツ井町種内、二ツ井町種
	向能代警察官駐在所	能代市落合字下大野77番地２	能代市のうち 天内、磐、落合、久喜沢、槐、坂形、産物、須田、外荒巻、竹生、常磐、外割田、荷八田、比八田、吹越、朴瀬、真壁地、向能代、字大曲、字囲外、字上悪土、字萱山、字苅附場、字狐森、字御番所前、字下悪戸、字轟、字二万刈、字松原
	東能代警察官駐在所	能代市鰄渕字古川反３番地17	能代市のうち 扇田、大森、字小友下、鰄渕、田床内、中沢、檜山、母体、字悪戸、字旭沢、字一本木、字上ノ山、字上ノ山台、字鵜鳥、字鵜鳥悪戸、字鵜鳥川原、字鵜ノ沢、字姥懐、字大関、字大台野、字奥鵜鳥川原、字奥柳生、字鎌伏沢台、字上関、字上谷地、字鴨

			巣、字下悪戸、字下関、字新山林、字新中島、字芹川、字外堤、字機織轌ノ目、字田中谷地、字鶴形、字鶴谷新田、字戸草沢、字鳥屋場、字中悪戸、字中鴨巣、字中関、字中柳生、字中谷地、字仁井田白山、字布晒、字半戸沢、字半戸沢台、字腹鞁ノ沢、字冷清水、字町後、字宮ノ前、字向田表、字柳生、字谷地上、字若田
	浜田警察官駐在所	山本郡三種町浜田字福沢１番地３	山本郡三種町のうち 芦崎、大口、浜田
	八竜警察官駐在所	山本郡三種町鵜川字西鵜川14番地４	山本郡三種町のうち 鵜川、川尻、久米岡新田、富岡新田
	山本警察官駐在所	山本郡三種町森岳字街道西14番地２	山本郡三種町のうち 下岩川、森岳（字赤鍋、字穴口台、字家ノ下、字石倉沢、字泉八日、字岩瀬、字牛沢、字後谷地、字上台、字枝沢台、字御休下、字街道西、字街道東、字金山、字上中沢、字上昼寝下、字上谷地、字北谷地、字木戸沢、字草合森、字小中野、字小狭間、字槐館、字塞ノ神、字坂ノ下、字佐渡、字寒城野、字下谷地、字下中沢、字下昼寝下、字清吉根小屋沢、字関ノ台、字大日下、字高田、字館ノ沢、字槻田、字月田下、字鶴ケ谷地、字堂ノ下、字鳥矢場、字鳥矢場下、字中嶋樋掛、字長田、字中台、字中谷地、字二階堤頭、字西囲、字西二ツ森、字西谷地、字兀ノ台、字畠井田、字八郎新田、字林、字東囲、字東堤沢、字東二ツ森、字昼寝、字二ツ森、字船沢、字古館下、字古館堤頭、字前谷地、字町尻、字南谷地、字森谷地、字家後、字家後堤ノ上、字柳田、字山口、字山崎、字山田、字横沢岱、字横沢堤頭、字横長根、字和田下に限る。）
	金岡警察官駐在所	山本郡三種町豊岡金田字金光寺４番地19	山本郡三種町のうち 志戸橋、外岡、豊岡金田、森岳（字西飛塚、字東飛塚に限る。）
	琴丘警察官駐在所	山本郡三種町鹿渡字二本柳44番地２	山本郡三種町のうち 天瀬川、鹿渡、上岩川、鯉川
五城目警察署	大手警察官駐在所	南秋田郡五城目町富津内富田字下川原89番地６	南秋田郡五城目町のうち 内川浅見内、内川小倉、内川黒土、内川湯ノ又、富津内下山内（字荒町、字大手崎、字大宮、字上広ケ野、字組田、字古比屋沢、字猿田沢、字下川原、字下山根、字高田、字中島、字深堀、字谷地、字和田に限る。）、富津内富田、富津内中津又

	八郎潟警察官駐在所	南秋田郡八郎潟町字蒲沼１番地１	南秋田郡八郎潟町
	大潟警察官駐在所	南秋田郡大潟村字中央２番地７	南秋田郡大潟村
	井川警察官駐在所	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口36番地１	南秋田郡井川町
	飯田川警察官駐在所	潟上市飯田川和田妹川字松ノ木18番地８	潟上市のうち 　飯田川飯塚、飯田川金山、飯田川下虻川、飯田川和田妹川
男鹿警察署	北浦警察官駐在所	男鹿市北浦北浦字長田102番地５	男鹿市のうち 　北浦相川、北浦安全寺、北浦北浦、北浦北浦表町、北浦真山、北浦西黒沢、北浦西水口、北浦入道崎、北浦野村、北浦湯本、戸賀加茂青砂、戸賀塩浜、戸賀戸賀、戸賀浜塩谷
	脇本警察官駐在所	男鹿市脇本脇本字脇本166番地２	男鹿市のうち 　脇本浦田、脇本田谷沢、脇本樽沢、脇本富永、脇本脇本、脇本百川
	船越警察官駐在所	男鹿市船越字船越35番地１	男鹿市のうち 　船越
	五里合警察官駐在所	男鹿市五里合箱井字町屋田247番地４	男鹿市のうち 　五里合神谷、五里合琴川、五里合鮪川、五里合中石、五里合箱井
	若美警察官駐在所	男鹿市払戸字渡部94番地５	男鹿市のうち 　鵜木（字鵜木、字馬道、字エソガ台、字大関、字大道下、字角間境、字上潟端、字狐子沢、字下潟端、字白榎、字田屋尻、字中角境、字松木境、字松木沢境に限る。）、角間崎、福川、払戸
	宮沢警察官駐在所	男鹿市野石字下夕谷地１番地５	男鹿市のうち 　鵜木（字道村に限る。）、野石、福米沢、本内、松木沢
秋田東警察署	旭川警察官駐在所	秋田市添川字添川168番地９	秋田市のうち 　添川、濁川、仁別、山内
	太平警察官駐在所	秋田市太平目長崎字長橋１番地１	秋田市のうち 　太平黒沢、太平寺庭、太平中関、太平八田、太平目長崎、太平山谷
	泉警察官駐在所	秋田市泉一ノ坪５番６号	秋田市のうち 　旭川清澄町、旭川新藤田西町、旭川新藤田東町、旭川南町、泉（字五庵山、字三嶽根に限る。）、泉一ノ坪、泉釜ノ町、泉馬場、泉東町、泉三嶽根、手形（字扇田、字上川原、字才ノ浜、字中台に限る。）、新藤田 特例区域20

	三内警察官駐在所	秋田市河辺三内字野崎18番地10	秋田市のうち 　河辺岩見、河辺三内
	河辺警察官駐在所	秋田市河辺北野田高屋字上前田表57番地５	秋田市のうち 　河辺赤平、河辺大沢、河辺大張野、河辺神内、河辺北野田高屋、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺畑谷、河辺松渕、河辺諸井、河辺和田
	雄和警察官駐在所	秋田市雄和妙法字上大部58番地３	秋田市のうち 　雄和相川、雄和石田、雄和芝野新田、雄和下黒瀬、雄和田草川、雄和椿川、雄和戸賀沢、雄和平沢、雄和妙法、雄和女米木
	大正寺警察官駐在所	秋田市雄和新波字樋口60番地	秋田市のうち 　雄和新波、雄和碇田、雄和萱ケ沢、雄和神ケ村、雄和左手子、雄和種沢、雄和繋、雄和平尾鳥、雄和向野
由利本荘警察署	岩城警察官駐在所	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85番地６	由利本荘市のうち 　岩城赤平、岩城泉田、岩城内道川、岩城勝手、岩城上黒川、岩城上蛇田、岩城亀田愛宕町、岩城亀田大町、岩城亀田亀田町、岩城亀田最上町、岩城君ケ野、岩城下黒川、岩城下蛇田、岩城滝俣、岩城冨田、岩城福俣、岩城二古、岩城道川、岩城六呂田
	大内東警察官駐在所	由利本荘市松本字上川原84番地18	由利本荘市のうち 　岩野目沢、小栗山、加賀沢、岡、坂部、新沢、新田、高尾、滝、長坂、中田代、中帳、中俣、及位、羽広、平岫、松本
	大内警察官駐在所	由利本荘市岩谷町字宝田173番地４	由利本荘市のうち 　岩谷麓、岩谷町、牛寺、大内三川、大倉沢、大谷、北福田、徳沢、中館、深沢、米坂
	川口警察官駐在所	由利本荘市川口字家後20番地４	由利本荘市のうち 　赤田、内黒瀬、内越、大浦、川口、土谷、畑谷、福山、山田
	石沢警察官駐在所	由利本荘市館字石沢館29番地	由利本荘市のうち 　鮎瀬、荒町、上野、大沢、大中ノ沢、大簗、金山、烏川、北ノ股、三条、雪車町、滝ノ沢、館、館前、二十六木、鳥田目、万願寺、南ノ股、宮沢、柳生、山内、湯沢
	子吉警察官駐在所	由利本荘市薬師堂字中道237番地５	由利本荘市のうち 　埋田、法、玉ノ池、藤崎、船岡、宮内、薬師堂（字堤下、字山崎を除く。）
	東由利警察官駐在所	由利本荘市東由利老方字四ツ眼16番地17	由利本荘市のうち 　東由利老方、東由利蔵、東由利黒渕、東由利宿、東由利杉森、東由利田代、東由利舘合、東由利法内
	西目警察官駐在所	由利本荘市西目町沼田字新道下２番	由利本荘市のうち 　西目町海士剥、西目町出戸、西目町西目、

		地608	西目町沼田
	由利警察官駐在所	由利本荘市前郷字前郷74番地２	由利本荘市のうち 　飯沢、五十土、大水口、蟹沢、川西、久保田、黒沢、小菅野、新上条、陳ケ森、堰口、土倉、西沢、東鮎川、東中沢、平石、前郷、曲沢、町村、南福田、森子、山本、吉沢
	鳥海警察官駐在所	由利本荘市鳥海町伏見字久保12番地８	由利本荘市のうち 　鳥海町上川内、鳥海町上直根、鳥海町栗沢、鳥海町小川、鳥海町才ノ神、鳥海町猿倉、鳥海町下川内、鳥海町下直根、鳥海町中直根、鳥海町伏見、鳥海町百宅
	笹子警察官駐在所	由利本荘市鳥海町上笹子字下野４番地２	由利本荘市のうち 　鳥海町上笹子、鳥海町下笹子
	仁賀保警察官駐在所	にかほ市平沢字舟橋30番地	にかほ市のうち 　院内、小国、釜ケ台、芹田、田抓、冬師、馬場、平沢、三森、両前寺
	仁賀保南警察官駐在所	にかほ市中三地字橋本101番地	にかほ市のうち 　伊勢居地、寺田、中三地、畑、樋目野、水沢
	金浦警察官駐在所	にかほ市金浦字岡の谷地160番地６	にかほ市のうち 　大竹、黒川、金浦、飛、前川
	小砂川警察官駐在所	にかほ市象潟町大須郷字大道下40番地66	にかほ市のうち 　象潟町洗釜、象潟町大砂川、象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町小砂川、象潟町関（一ノ沢、一番山、牛取場、ウヤムヤノ関、有耶無耶の関、大坂、大谷、大休場、小河原、上一の沢、上大坂、上大谷、沢、三番山、下一の沢、下大坂、下大谷、下新田、月割坂、中川原、中新田、西大坂、二番山、深田、南山、村ノ上、村ノ下、柳坂に限る。）、象潟町西中野沢
大仙警察署	強首警察官駐在所	大仙市強首字強首631番地	大仙市のうち 　円行寺、大沢郷宿、大沢郷寺、大巻、金山沢、北野目（字糸畑沢、字後野、字北野目、字沢田、字大夫、字堂伝、字堂伝野、字白山堂下、字走り、字四ッ谷に限る。）、木原田、九升田、強首、正手沢、杉山田、高城、寺館
	豊成警察官駐在所	大仙市豊岡字中荒井野143番地３	大仙市のうち 　大神成、栗沢、豊岡、豊川
	中仙警察官駐在所	大仙市長野字柳田52番地５	大仙市のうち 　上鶯野、北長野、清水、下鶯野、長戸呂、長野、鑓見内
	長信田警察官	大仙市太田町小神	大仙市のうち

	駐在所	成字桜木29番地７	太田町永代、太田町太田（字築地、字太田、字大森台、字築地古館、字新田熊堂尻、字新田中島、字真木、字真木中ノ瀬、字金井伝中里、字金井伝山下、字金井伝桜木、字金井伝沢、字金井伝山、字三嶽、字長田湯伝、字長田佐渡、字石神荒屋敷、字石神長信田、字石神直塚、字石神高平、字石神、字石神栩台、字石神大久保、字石神藤原、字惣行田尻、字惣行家東、字惣行、字惣行山、字惣行千本野、字惣行舘野、字惣行谷地田、字惣行小坂、字惣行大谷地、字惣行柳原、字高堂長根武士平、字築地山、字長田、字新田、字新田大関下、字新田熊野堂、字新田熊野堂関下、字真木根堀、字三嶽山に限る。）、太田町川口、太田町小神成、太田町斉内、太田町三本扇、太田町東今泉
	太田警察官駐在所	大仙市太田町太田字新田田尻３番地５	大仙市のうち 太田町太田（字新田下野、字新田田尻、字新田街道上に限る。）、太田町国見、太田町駒場、太田町中里、太田町横沢
	四ツ屋警察官駐在所	大仙市四ツ屋字上前村39番地１	大仙市のうち 高関上郷、新谷地、松倉、四ツ屋
	神宮寺警察官駐在所	大仙市神宮寺字本郷野93番地５	大仙市のうち 北楢岡、神宮寺
	高梨警察官駐在所	大仙市高梨字麻生田32番地	大仙市のうち 板見内、上野田、高梨、戸地谷、橋本、払田、福田、堀見内、横堀
	南外警察官駐在所	大仙市南外字上野99番地23	大仙市のうち 南外外小友、南外南楢岡、南外
	内小友警察官駐在所	大仙市内小友字四ッ村22番地２	大仙市のうち 内小友、大曲西根、小貫高畑（字向大嶋甲に限る。）、花館（字松山に限る。）、蛭川
	角間川警察官駐在所	大仙市角間川町字東本町61番地１	大仙市のうち 大曲（字相野、字泉谷地、字以与谷地、字扇田、字於倉谷地、字小貫、字上扇田、字上不計谷地、字北以加利、字北村、字小泉、字五百刈内ケ町、字下扇田、字下不計谷地、字諏訪田、字奈加谷地、字西小貫谷地、字東小貫谷地、字開谷地、字前村、字南以加利、字南浦、字柳田に限る。）、角間川町、川目、下深井、藤木、六郷西根
	美郷北警察官駐在所	仙北郡美郷町土崎字上野245番地１	仙北郡美郷町のうち 安城寺、金沢東根、黒沢、小荒川、土崎、本堂城回、千屋、中野、浪花、畑屋、羽貫

			谷地
	美郷南警察官駐在所	仙北郡美郷町飯詰字北中島48番地１	仙北郡美郷町のうち 　飯詰、金沢、金沢西根、上深井、境田、佐野、天神堂、野荒町、南町
仙北警察署	桧木内警察官駐在所	仙北市西木町桧木内字松葉266番地８	仙北市のうち 　西木町上桧木内、西木町桧木内
	西木警察官駐在所	仙北市西木町上荒井字田屋79番地１	仙北市のうち 　西木町門屋、西木町上荒井、西木町小渕野、西木町小山田、西木町西明寺、西木町西荒井
	神代警察官駐在所	仙北市田沢湖卒田字上真崎野201番地６	仙北市のうち 　田沢湖梅沢、田沢湖岡崎、田沢湖角館東前郷、田沢湖小松、田沢湖神代、田沢湖卒田
	中川警察官駐在所	仙北市角館町川原寺前28番地２	仙北市のうち 　角館町小勝田、角館町川原、角館町山谷川崎
	雲沢警察官駐在所	仙北市角館町西長野熊堂82番地７	仙北市のうち 　角館町雲然、角館町下延、角館町西長野、角館町八割
横手警察署	金沢中野警察官駐在所	横手市金沢中野字上矢来沢230番地３	横手市のうち 　金沢、金沢中野、金沢本町、安本
	横手西警察官駐在所	横手市下境字関合241番地１	横手市のうち 　上境、上八丁、黒川、下境、下八丁、百万刈
	朝倉警察官駐在所	横手市杉沢字吉沢377番地６	横手市のうち 　朝倉町、追廻一丁目～三丁目、大鳥町、静町、新坂町、杉沢、杉目、台所町、睦成（字赤平、字足駄塘、字碇、字一ノ坂、字追回、字大沢、字大滝、字大鳥井山下、字上川原、字北三原、字桐台、字久保目、字熊野堂、字小滝、字小手ケ沢、字境川原、字寒沢、字七間川原、字下川原、字下久保目、字城付、字真山、字関根、字千手沢、字滝ノ沢、字田ノ沢、字長者森、字鶴ケ首、字鶴巻、字鶴谷地、字東馬川原、字土佐悪戸、字中川原、字長坂、字七日市、字ナメリ沢、字西久保目、字糠塚、字八幡田、字真坂沢、字三原、字明永、字ヤセ長根、字柳沢、字吉沢上台に限る。）、明永町、八幡
	栄警察官駐在所	横手市堂ノ前33番地２	横手市のうち 　大屋新町、大屋寺内、外目、婦気大堤（字街道下、字高ノ森、字平林に限る。）、柳田
	大森警察官駐在所	横手市大森町字大中島243番地３	横手市のうち 　大森町

	大雄警察官駐在所	横手市大雄字田根森東94番地１	横手市のうち 　大雄
	雄物川警察官駐在所	横手市雄物川町沼館字昼飯塚５番地２	横手市のうち 　雄物川町
	吉田警察官駐在所	横手市平鹿町上吉田字田ノ植74番地５	横手市のうち 　平鹿町上吉田、平鹿町下吉田、平鹿町醍醐（字明通、字荒処、字荒町、字家ノ前、字石ノ沢、字岩ノ沢、字岩ノ沢山、字槐ケ沢、字大沼入、字大沼下、字大道上、字上吉田境、字川登東、字車長根、字宿田山、字新藤境、字堤上、字飛池、字西ケ沢、字西ケ沢前森、字西ケ沢山、字萩田、字籏吹山、字ばちケ沢、字弁財天、字本堂、字本堂尻、字本堂山、字松ケ沢、字松ケ沢山、字見越嶽、字御嶽後、字向内ノ目に限る。）、平鹿町中吉田
	平鹿警察官駐在所	横手市平鹿町浅舞字覚町後244番地１	横手市のうち 　平鹿町浅舞、平鹿町下鍋倉、平鹿町醍醐（字赤滝八森、字明沢、字明沢在城、字明沢妻ノ神、字浅舞道上、字浅舞道下、字浅舞山、字薊谷地、字油川、字阿弥陀田、字石成、字石ノ塔、字岩倉二寺ケ沢、字宇津ノ目、字烏頭沢、字追散、字大沢鍋沢、字大下、字大橋、字大保中台、字沖田、字沖野、字桶清水、字街道上、字街道下、字街道東、字加賀屋敷、字篭田、字篭田西、字金屋、字金屋西、字蟹ケ沢、字釜ノ川、字釜ノ川北、字釜ノ川下沢田、字釜ノ川尻、字釜ノ川西、字上油川、字上沖野、字上亀井沢、字上狐渕、字上口、字上佐戸川、字上関合、字上醍醐、字上多茂桂林、字上中川、字上樋ノ口、字上藤嶋、字上二ツ又、字亀井沢、字北沖田、字北下村、字北野、字北萩ノ目、字北樋ノ口、字狐渕、字久田、字栗田、字郷士館焼山、字在城、字妻ノ神、字桜町、字沢口、字沢口館宮、字沢山、字下醍醐、字下村、字下村北、字下村西、字清水川上、字清水台、字下油川、字下石ノ塔、字下沖田、字下沖野、字下篭田、字下篭田西、字下狐渕、字下佐戸川、字下関合、字下堰下、字下中川、字下藤嶋、字下二ツ又、字宿尻、字純子沢、字恕光、字城廻、字関合、字醍醐、字醍醐北、字醍醐西、字醍醐東、字高野、字岳平地獄沢

			、字館岡、字館ノ下、字館ノ山、字田ノ新戸、字太茂田、字多茂ノ木、字段下、字寺ノ後、字寺ノ沢山、字堂ノ後、字堂ノ前、字登城坂、字鰌田、字当面町、字鳥越森、字中石ノ塔、字中沖田、字中沖野、字中篭田、字中篭田下、字中篭田西、字中関合、字中ノ中川、字中道、字中道上、字中道下、字中道端、字中村、字西石ノ塔、字西沖田、字二寺ケ沢、字西上沖田、字西下沖田、字西醍醐、字西中沖田、字西萩ノ目、字野中、字野中上、字野中下、字野中西、字白山田、字八十九処、字葉ノ木、字掵下、字東石ノ塔、字東沖田、字東野、字東萩ノ目、字日照田、字樋ノ口村下、字平鹿大堰下、字平台、字平林、字古館、字防山、字馬鞍、字町尻、字松館、字三嶋、字道中、字道中後、字南石ノ塔、字南沖田、字南下村、字南萩ノ目、字南樋ノ口、字南谷地、字宮西、字宮東、字宮南、字向多茂ノ木、字室蓋、字森崎、字焼道、字谷地小屋、字山館堂ケ沢、字横堰下、字与左エ門沢、字四ツ屋に限る。）、平鹿町樽見内
	山内警察官駐在所	横手市山内土渕字二瀬72番地１	横手市のうち 山内
	東成瀬警察官駐在所	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地１	雄勝郡東成瀬村
湯沢警察署	高瀬警察官駐在所	雄勝郡羽後町田代字畑中75番地５	雄勝郡羽後町のうち 上仙道、上到米、軽井沢、下仙道、田代、中仙道
	須川警察官駐在所	湯沢市相川字須川71番地４	湯沢市のうち 相川、宇留院内、酒蒔、高松
	皆瀬警察官駐在所	湯沢市皆瀬字板戸121番地	湯沢市のうち 皆瀬
	秋ノ宮警察官駐在所	湯沢市秋ノ宮字山岸29番地４	湯沢市のうち 秋ノ宮

別表第３（第13条関係）

警察署	所管区
北秋田警察署	北秋田市のうち 旭町、伊勢町、大町、材木町、栄、住吉町、鷹巣、綴子（字太田屋敷後、字掛泥、字掛泥野、字掛泥向、字米堤下、字高野尻、字長右衛門堤下、字古関に限る。）、花園町、東横町、松葉町、宮前町、元町、米代町、脇神（字平崎川戸沼、字平崎上岱、字西陣場岱に限る。）
五城目警察署	南秋田郡五城目町のうち 浦大町、浦横町、大川石崎、大川大川、大川下樋口、大川西野、大川谷地中、上樋口、川崎、久保、小池、高崎、舘越、西磯ノ目一丁目・二丁目、野田、馬場目、東磯ノ目一丁目・二丁目、富津内下山内（字奈良崎に限る。）、字石田六ケ村堰添、字稲荷前、字鵜ノ木、字上町、字下夕町、字神明前、字杉ケ崎、字兎品沢、字七倉、字羽黒前
男鹿警察署	男鹿市のうち 男鹿中国有地内、男鹿中滝川、男鹿中中間口、男鹿中浜間口、男鹿中山町、船川港女川、船川港金川、船川港小浜、船川港双六、船川港台島、船川港椿、船川港仁井山、船川港比詰、船川港船川、船川港本山門前、船川港増川、船川港南平沢
湯沢警察署	湯沢市のうち 愛宕町一丁目～五丁目、石塚、内町、岡田町、御囲地町、上関、材木町一丁目・二丁目、下関、関口、千石町一丁目～四丁目、田町一丁目・二丁目、西愛宕町、深堀（字石神、字内川端、字雄勝田、字門ノ目、字上川原、字熊ノ堂、字鍬柄、字高野、字境田、字沢田、字清水ノ上、字下川原、字杉田、字高屋敷、字中川原、字野田、字ハチカミ、字東碇田、字深堀、字渕尻、字渕ノ上、字本城、字宮伝、字向鍬柄、字蓬田に限る。）、吹張一丁目・二丁目、松岡、南台、山田、若葉町、字芦ケ沢、字愛宕山、字板越、字小豆田、字鐙田、字荒町、字石名塚、字碇田、字板越、字内川端、字打越、字内舘町、字内舘山、字上町、字上町屋敷裏、字大清水、字岡田、字雄勝田、字荻生田、字筬ノ目、字奥ヒレ山、字嘉土岡、字蟹沢山、字上荻生田、字上川原、字上下舘、字上宿川原、字上堂ケ沢、字上二井田、字上布目、字上ノ宿、字上六日町、字上谷地、字川原、字川原田、字雁堀、字北土沢、字京田、字桐ノ木岱山、字切畑、字鍬柄、字小沢山、字権兵エ山、字沢田、字三本槍、字三本槍山、字清水尻、字清水ノ上、字下川原、字下宿、字下宿川原、字下舘、字下堂ケ沢、字下二井田、字下六日町、字上人沢山、字新川原田、字新山、字新城、字新町、字杉ノ沢山、字清涼寺山、字田沢、字田ノ沢、字鶴巻、字土生原、字鳶ケ沢山、字中川原、字中崎、字中田、字中田頭、字中野、字中野々目、字西土沢、字西中川原、字西ノ俣山、字西松沢、字布目、字沼樋、字野田、字野々目、字八森沢山、字日影平山、字東杉ノ沢山、字東松沢、字樋ノ口、字蛭川、字深沢山、字福島、字福島尻、字福島開、字袋町沢頭、字袋町山、字藤花、字渕尻、字渕ノ上、字古館山、字坊中、字細越、字保戸岡、字本城、字マタハギ山、字松ノ木、字万石、字水無、字南土沢、字箕輪山、字宮伝、字向鍬柄、字狢沢山、字米内沢、字蓬田、字龍ケハケ山、字蓮台寺、字脇ノ沢